

令和 8 年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値旅行者向け
【ヤド】のソフト向上支援業務

仕様書

(1) 委託業務名

令和 8 年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値旅行者向け【ヤド】のソフト向上支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の目的

観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地事業」において、令和 5 年 3 月 28 日に伊勢志摩及び周辺地域（以下「伊勢志摩地域」という。）がモデル観光地に選定され、令和 5 年度において、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「発注者」という。）が中心となり、伊勢志摩地域への高付加価値旅行者の誘客に向けた取組の方向性等について盛り込んだマスタープランを策定した。

令和 7 年度には、伊勢志摩地域内の宿泊事業者に対し実態調査および調査結果の分析を行ったほか、高付加価値旅行者の受入れを前提とし、宿泊事業者に対してソフト面での個別伴走支援を公募により選定した 2 社に対して実施し、高付加価値旅行者の受入レベルの向上に向けてブランディングの創出支援や、宿泊・観光業界のブランディング及びマーケティング等の経営スキルの向上も加味したコーチングを行った。

本業務では、昨年度に伴走支援を実施した宿泊事業者及び新たに公募する宿泊事業者に対して伴走支援を実施することで、高付加価値旅行者の受入拡大に向けた宿泊事業者の支援を目的とする。

(3) 履行期間

契約日から令和 9 年 2 月 1 9 日まで

(4) 委託上限金額

9, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託業務の内容

業務の実施に当たっては、三重県及び日本政府観光局（J N T O）が実施する同種の事業の動向を踏まえつつ、いずれの事業とも分担や相乗効果を見据えるよう留意すること。

① 宿泊事業者への伴走支援

- ・ 伊勢志摩地域の宿泊事業者に対するソフト面での個別伴走支援により、高付加価値旅行者の受入体制の向上に向けて必要とされるブランディング及びマーケティング等のコーチングを実施すること。
- ・ 伴走支援の内容として、対象事業者の実情に合わせ、具体的なソフト面での改善支援を実施すること。また、提案にあたり伴走支援例を提示すること。
（伴走支援例：高付加価値旅行者に対応するコンシェルジュ機能、オペレーション、言語等の改善支援・地域に関する情報のインプット、域内事業者とのリレーション構築等）
- ・ ハード面での取組の支援（国・県による改修補助事業とも連携）の活用や、宿泊・観光業界のブランディングや、マーケティング等の経営スキルの向上も加味

したコーチングも併せて実施すること。

- ・ 伴走支援対象施設について、昨年度に伴走支援を実施した2施設については希望を確認のうえ支援を継続するとともに、新たに新規で1～2施設公募し伴走支援を行うこと（継続・新規合わせて2～3施設）。また、対象施設の選定にあたり、昨年度事業の調査でリサーチした宿泊施設から公募して伴走支援の追加施設の選出を行うこと。

② 実施計画書及び業務報告書の作成

- ・ 契約締結後2週間以内に、「①」の実施計画書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。
- ・ 履行期間末日までに、「①」の実施結果及び成果をまとめた業務報告書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。

(6) 財産及び著作権

本業務によって取得した一切の財産・著作権は観光庁に属するものとする。成果品等に、受託者の有する知的財産権（著作権、技術、情報等を含む。）が含まれる場合、権利は受託者に留保されるが、発注者は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

原則、本業務によって取得した情報及び資産は、第三者による二次利用をしないこととするが、本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」を財源としているため、その成果は観光庁に開示する義務がある。

(7) 成果品及び提出期限

次の成果品を、履行期間末日までに発注者へ納入するものとする。

- ① 業務報告書（校了済 PDF 及び Microsoft データ等二次加工可能なもの） 一部
- ② その他業務で作成した資料（校了済 PDF 及び Microsoft データ等二次加工可能なもの） 一式

※電子データは、Microsoft Windows 11 上で表示可能なものとする。

(8) 支払の方法

契約代金の支払いに関しては、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局（以下、「事務局」という。）を通じて支払われるものとする。支払時期は発注者及び事務局と協議の上、調整を行う。

別途、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事業の手引き」を参照の上、必要帳票等を整理すること。

(9) その他

本仕様書に定めのない事項が生じた場合及び疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者が協議し定めるものとする。

その他委託内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が相談を行い決定する。

委託業務に関して知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。

委託業務を通じて取得した個人情報については、機構の保有する個人情報として「公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構情報公開規程」で準用する「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び定款」の適用を受けるものとする。

受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により機構に損害

を与えた時は、その損害の責めを負うものとする。

受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。